# 在日外国籍生徒のための在留資格（ビザ）ガイド

～高校卒業後の就職・進学に関わる主な在留資格の種類と特徴～

## ■ 在留資格の大きな２つの分類（日本のビザの基本構造）

### ① 身分・地位に基づく在留資格（就労制限なし）

【対象】永住者、特別永住者、**定住者**、日本人の配偶者等

【特徴】働く職種や時間に制限がありません。
日本人と同様にあらゆる仕事に就くことができます。

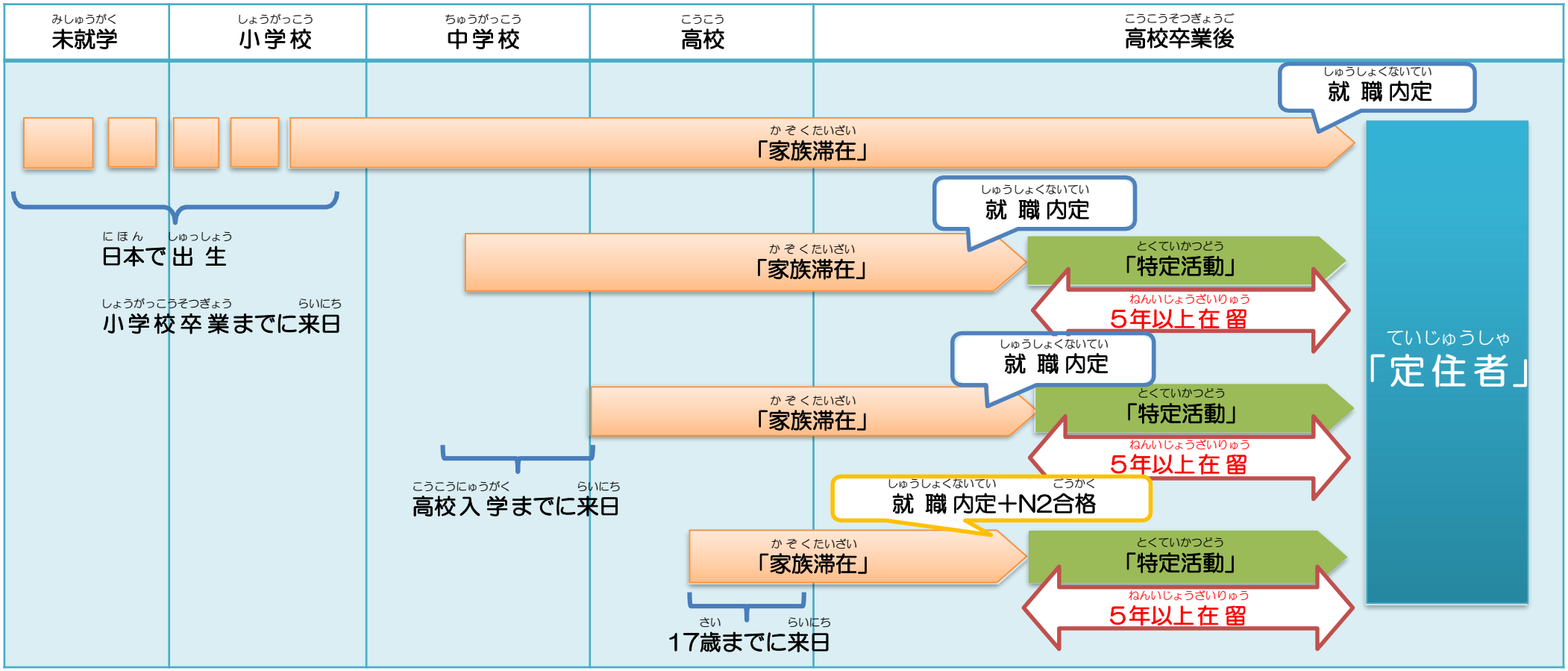
### ② 活動内容に基づく在留資格（就労に制限あり）

【対象】**家族滞在**、**特定活動**、技術・人文知識・国際業務、特定技能、留学等

【特徴】認められた活動のみ可能。「家族滞在」の生徒が高校卒業後にフルタイム就職する場合は、事前に就労可能な在留資格への変更申請が必要です！

## ■ 在日生徒・ご家族に関わる主な在留資格一覧

| 在留資格名 | 就労制限 | 主な対象・特徴 | 高校卒業後のポイント・注意事項 |
|---|---|---|---|
| **家族滞在** | 原則不可<br>（※要許可） | 働いている親の扶養を受ける子ども。<br>「資格外活動許可」で週28時間までアルバイト可。 | 【重要】この資格のままでは正社員・フルタイム就職不可！<br>卒業前に「特定活動」や就労ビザへの変更手続きが必要。 |
| **特定活動** | 指定就労のみ | 17歳までに来日し、日本の高校を卒業して就職内定を得た生徒向けの特例措置。 | 「家族滞在」から変更可能。就職して5年以上真面目に働けば「定住者」へ変更申請ができる大きなメリットがあります。 |
| 技術・人文知識・国際業務 | 指定職種のみ | 大学や専門学校で学んだ専門知識を生かす事務職・技術職・通訳・ITエンジニア等。 | 高卒直後での取得は困難で、通常は専門学校や大学を卒業した後に就職する際、取得します。 |
| 特定技能 | 指定12分野のみ | 製造、外食、介護、建設など、特定の産業分野で即戦力として働くための資格。 | 特定の技能試験および日本語試験に合格することで、高校卒業後に取得・就労が可能。 |
| **定住者** | 制限なし | 日系人やその家族、または特定の事情（離婚等）で認められた方。 | 就労制限がないため、卒業後にそのまま全職種でフルタイム就労が可能。 |




## ■ 「家族滞在」の生徒が高校卒業後に就職する際の手続きと注意点

**1. アルバイトと正社員の違い：** 「家族滞在」の資格外活動許可（週28時間）はアルバイト用です。フルタイム正社員として働くことは禁止されています。

**2. 在留資格の変更申請が必要：** 内定をもらったら、高校在学中（卒業前）に入国管理局へ在留資格変更申請（「特定活動」等への変更）を行います。

**3. 「特定活動」からのステップアップ：** 17歳までに来日して日本の高校を卒業・就職した場合、「特定活動」に変更して5年以上就労すれば、将来的に就労制限のない「定住者」へステップアップが可能です。